

町割り案・丁目割り案の趣旨・特徴について

1 町割りについて

- ① 昭和 54 年 3 月の住居表示審議会答申（一次答申）において、町名が「武蔵野」として示された区域のうち、武蔵野二丁目及び三丁目としてすでに住居表示の実施がなされている町区域以外の区域（資料 1 における ■ 色の部分）を「武蔵野一丁目（予定）」として、町区域の設定を行う。

⇒従前の住居表示審議会答申を尊重

- ② 上記一次答申において、資料 1 における ■ 色の部分を町区域を一つの町区域として設定を行い、町区域の広さを考慮し、複数の丁目に分けることとする。

⇒従前の住居表示審議会答申を尊重（丁目割りについては過去の答申に言及なし）

※本区域は従前の答申で「^{なかちょう}仲町」として町の名称が示されていたが、45 年以上の期間が経過するなか、今回の住居表示実施に伴い改めて住民の方々の意見・要望を伺う。

2 丁目割りについて

- ① 周辺の町区域の大きさ及び各丁目間のバランスを考慮して「3」丁目構成とする。丁目の境界は全て都道 59 号（多摩大橋通り）及び主要な市道とし、将来的な丁目界の変動が起きないような構造とする。

- ② A 案・B 案ともに、都道 59 号（多摩大橋通り）より東側を一丁目とし、A 案の二丁目と三丁目の境は、プレイシアとポレスター昭島の間に伸びる東西の市道とする。一方 B 案の二丁目と三丁目の境は、文化通り（市道 9 号）とする。

なお、丁目の配列については、要綱どおり雁行式とし、起点（一丁目）は都心に近く、都心からみて右側（＝北東）の丁目とする。